

2025年11月28日

株 主 各 位

日産証券グループ株式会社

## 第21期 中間配当に関するご説明

2025年12月1日より第21期中間配当金のお支払いを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「その他資本剰余金」でありますので「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得（みなし配当を含む）」に当たりませんので、その取扱い等について、ご案内をさせていただきます。

具体的な取得価額の計算、当社株式のご売却による譲渡所得税額の計算につきましては、株主の皆様個々のご事情によって異なりますので、次頁の「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧ください。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主様の取得価額の調整方法等は、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。

このご説明は、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様個々のご事情によってご対応が異なりますので、全てを網羅するものではございません。具体的な税務上のお手続等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいますようお願い申し上げます。

また、このお知らせは、株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の調整式を記載しておりますので、保管くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

### 【本件に関するご照会先】

(1) 特定口座のみなし譲渡損益の計算・取得価額の調整に関する具体的なご照会  
お取引の口座管理機関（証券会社等）又は最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談ください。

(2) 税務申告等に関するご照会、ご相談  
最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談ください。

(3) 本件に関する一般的なご照会  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
TEL 0120-782-031 平日 9時00分～17時00分（土曜・日曜・祝日・銀行休業日を除きます）

## 1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

### (1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、同法第25条等）

- ・ 今回の当社配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなります。（「みなし配当」にも該当いたしません。）
- ・ 配当所得ではありませんので、所得税等の源泉徴収の対象とはなりません。また、配当控除の対象にもならないため、確定申告の際にはご注意ください。
- ・ 今回の当社配当金は、資本の払戻しに該当いたしますが、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生する場合がありますのでご留意ください。

### (2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の11）

- ・ 税法の規定により、株主の皆様に「みなし譲渡損益」が発生する場合があります。
- ・ 以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が、譲渡所得等（「みなし譲渡損益」）に該当いたします。（今回の配当では、みなし配当額は該当せず、純資産減少割合は(4)(5)をご参照ください。）

$$\begin{aligned} \boxed{\text{①収入金額とみなされる金額}} &= \boxed{\text{払戻し等により取得した}} - \boxed{\text{みなし配当額 (0円)}} \\ &\quad \boxed{\text{金銭等の価額の合計額}} \\ \\ \boxed{\text{②取得価額}} &= \boxed{\text{従前の取得価額の合計額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合}} \\ \\ \boxed{\text{みなし譲渡損益 (①-②)}} &= \boxed{\text{①収入金額とみなされる金額}} - \boxed{\text{②取得価額}} \end{aligned}$$

[例] 当社の株式を1株当たり180円で1,000株購入していた場合

$$\text{①収入金額とみなされる金額} = 3\text{円} (1\text{株当たり配当額}) \times 1,000\text{株} = 3,000\text{円} \text{ (円未満切捨て)}$$

$$\text{②取得価額} = (180\text{円} \times 1,000\text{株}) \times 0.021 = 3,780\text{円} \text{ (円未満切上げ)}$$

$$\text{「みなし譲渡損益」} = \text{①} 3,000\text{円} - \text{②} 3,780\text{円} = \triangle 780\text{円} \text{ (この場合はみなし譲渡損)}$$

※ 具体的なみなし譲渡損益の計算については、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

### (3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・ 税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
- ・ 調整式は以下の通りです。（純資産減少割合は(4)(5)をご参照ください。）

$$\boxed{1\text{株当たりの新しい取得価額}} = \boxed{1\text{株当たりの従前の取得価額}} - \boxed{1\text{株当たりの従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合}}$$

[例] 当社の株式を1株当たり180円で1,000株購入していた場合

$$\text{「新しい取得価額」} = (180\text{円} \times 1,000\text{株}) - (180\text{円} \times 1,000\text{株} \times 0.021) = 176,220\text{円}$$

（円未満切上げ）

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する割合）	0.021 (小数点以下3位未満切り上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	2025年12月1日
その支払いに係る基準日における発行済株式の総数（自己株式を除く）	54,120,603株
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	該当しません

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.021 (小数点以下3位未満切り上げ)
減少した資本剰余金の額	162,361,809円

## 2. その他

今回の配当（「利益剰余金」を原資とせず「資本剰余金」を原資とする）に伴い、株主の皆様において通常（「利益剰余金を原資とする配当」）と異なる処理が必要となる事項についてご案内いたします。

(1) 「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。

税務上の「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象に含まれるかどうか、お取引の証券会社にご確認くださいますようお願ひいたします。

一般口座の場合には、株主様ご自身で計算していただく必要があります。

(2) 「取得価額」の調整が必要になります。

特定口座の場合、お取引の証券会社が取得価額の調整を行いますが、証券会社によって取扱いが異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社にご相談ください。

一般口座の場合には、株主様ご自身で計算していただく必要があります。

以上